

木酢液、竹酢液の製法・規格等について

HOME > 関連法規等 > 木酢液、竹酢液の製法・規格等について

木竹酢液認証協議会では、木酢液、竹酢液の製法・規格等について次のように定めている。

1、原材料を下記の（１）～（４）の４種類に区分する。

- (1) 広葉樹(ナラ、クヌギ、ブナ、カシ、シイなど)
- (2) 針葉樹(スギ、ヒノキ、マツ、ツガなど)
- (3) タケ類(タケ、ササ類)
- (4) その他(オガ粉、樹皮、オガライト及び上記原材料の混合物)。但し、上記原材料には原材料以外の異物を含まないものとする。
- (5) 除外する原材料
 1. 住宅・家具などの廃材
 2. 殺虫消毒された木材(剪定枝、輸入木材、松くい虫の被害木など)
 3. 防腐処理された木材(枕木、杭木、電柱など)

2、木酢液・竹酢液及び蒸留木酢液・竹酢液は、定められた試験方法に則り試験し、下記項目の内容に適合するものとする。

	木酢液・竹酢液	蒸留木酢液・竹酢液
pH	1.5～3.7	
比重	1.005以上	1.001以上
酸度	2～12(%)	
色調 透明度	黄色～淡赤褐色～赤褐色 透明(浮遊物なし)	無色～淡黄色～淡赤褐色 透明(浮遊物なし)

3、製造方法

(1) 製造装置

粗木酢液・竹酢液の製造装置は炭化炉(土窯・レンガ窯など)あるいは乾留炉とする。

排煙口の温度80℃以上150℃未満で得られた排煙を冷却する(但し、蒸留木酢液・竹酢液はその限りではない。)。排煙を冷却、凝縮する採取装置、貯留、ろ過等の処理装置はステンレス(SUS304以上の耐酸性を有するもの)、ガラス、ほうろろ引き等の処理を施された素材、木材など耐酸性の材料を用いたものを使用する。

(2) 精製

粗木酢液・竹酢液を90日以上静置した後、上層の軽質油を除去、さらに中層部分を下層の沈降タールから分液する。ほかに蒸留による精製、各種ろ材を用いたろ過による精製を含む。

(3) 蒸留

常圧蒸留、または減圧蒸留による。

(4) 貯蔵

耐酸性、遮光性のある容器で、冷暗所に貯蔵するのが望ましい。又、製品の容器も耐酸性とする。

4、木酢液・竹酢液の容器等には下記の事項を表示する。

- (1)木酢液・竹酢液の種類
- (2)原材料
- (3)炭化炉の種類
- (4)商品名
- (5)内容量 リットル(l)、ミリリットル(ml)
- (6)製造年月 ((1)の木酢液・竹酢液を製造した年月とする。)
- (7)pH 比重、酸度(%)
- (8)製造者または販売者の氏名及び住所

関連法規等

- 木酢液、竹酢液の関連法規について
- 木竹酢液認証協議会の認証制度について
- [木酢液、竹酢液の製法・規格等について](#)
- 木酢液、竹酢液の酸度の測定

| [プライバシーポリシー](#) | [サイトマップ](#) | [お問い合わせ](#) |

日本木酢液協会

〒114-0014 東京都北区田端二丁目6番6号
連絡先(守谷分室)
〒302-0110 茨城県守谷市百合ヶ丘3-2651-5
E-mail gharas@hi3.enjpy.ne.jp